

平成26年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成22～27年度)に基づく平成26年度計画を以下に示す。
また、中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

① 主体的に学び自らを高めようとする人材を確保する。

No. 1

- ① 入学者選抜方法とアドミッション・ポリシーとの対応についてミッション再定義を踏まえて再整理するとともに、エビデンスに基づいて改善が必要とされた入学者選抜方法について具体策を策定する。
- ② 島根県内、中国4県、四国・九州、近畿・東海・北陸の4ブロックからの志願状況の推移に基づき、重点地域やターゲットを絞った多様な入試広報を行い、それらの効果を検証する。
- ③ 全学及び各学士課程教育の特色ある教育プログラムを、大学生が行うプレゼンテーション等によって高校生に提供し、高校生の主体的学習を促進する。

No. 2

- ① 体験学習プログラム(大学の施設等を利用したものや出前授業によるもの)を、中学生を対象としたプログラムに拡張し、大学進学への関心・意欲を高める。
- ② 特色ある教育・研究に関する体験学習プログラムを充実させ、大学見学や出前授業等の機会に高校生に提供することにより、本学への進学動機を高める。

No. 3

- ① 女子高生の理系への進路選択を促進するために、新たに作成したロールモデル集をオープンキャンパスや高校訪問の際に配布するとともに、今まで実施した取組について検証する。

② 教養教育と専門教育を通して、主体的に学ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することができるよう、学士課程教育の質を保証し、学士力を高める。

No. 4

- ① 教育質保証委員会、全学共通教育管理委員会における教育質保証評価書の作業サイクルを通じて、教育質保証・改善のためのPDCAを管理する。その方法として、授業科目のナンバリングを前提としたカリキュラムマップを全学的に整備する。

No. 5

- ① 教育質保証委員会、全学共通教育管理委員会において、シラバスにおける達成目標・評価方法(基準)の明示率及び成績評価分布を検証し、問題点を確認するとともに、その改善策を策定する。

③ 現代社会が抱える課題に応える人材を育成するため、教養教育・専門教育等を充実させ、社会人としての基礎力を高める。

No. 6

- ① 入学前セミナーの充実を図りながら、入学前指導・教育を入学時までの継続した学習・生

活支援プログラムとして構築する。

- ② 各学士課程における補完教育・初年次教育の実施状況を分析するとともに、学士課程ごとの中退率、入学時調査のデータを教育質保証委員会において分析し、改善点をリストアップする。

No. 7

- ① 全学共通教育科目や各学部の専門教育科目を取り入れたCOC (Center of Community) 関連の特別副専攻プログラム (8単位) を立ち上げるとともに、各学部の専門教育においてCOC関連科目を整備することで、体験型学習の充実を図り、学生の体系的履修を促す。

No. 8

- ① 学生の正課外活動を組織的に支援・評価する全学及び各学部の取組について相互レビューを行い、改善策を策定する。

No. 9

- ① キャリアセンターを中心に、キャリア系授業科目 (全学共通教育) の履修促進を図るとともに、履修者のフォローアップを行い、教育成果の検証に着手する。
- ② 履修生の増加を図るため、本プログラムの履修を推奨するキャリアガイダンスを新規に実施する。また、説明会やキャリア系授業科目においても履修を推奨する。
- ③ 各学部において、専門科目におけるキャリア教育 (インターンシップを含む) の展開について取りまとめ、教育成果と課題の検証を行う。

No. 10

- ① 松江地方気象台や島根県警など地域機関等と連携したソーシャルラーニング科目の充実を図る。

④ グローバル化した社会に対応できる人材を養成するため、国際共通語としての英語教育を充実させる。

No. 11

- ① 平成 25 年度における英語教育プログラムの検証を踏まえ、習熟度レベルごとに必要な改善を行い、英語基礎力を伸ばす。
- ② 各学部の専門教育に接続する英語教育の授業内容について検証するとともに、その充実を図る。
- ③ 英語高度化プログラムの履修を目指す学生を増やすために、プログラム説明を積極的に展開するとともに、プログラム内の選択自由科目を充実させる。

No. 12

- ① 英語高度化プログラムや各学部教育プログラムにおいて提供する英語課外活動をさらに積極的に展開する。

【大学院課程】

⑤ 高度の専門性と応用力、創造力を身につけることができるよう、大学院課程教育の質を保証し、大学院教育の国際的通用性、信頼性を向上させる。

No. 13

- ① 平成 25 年度に作成した「質保証報告書作成マニュアル」に従い、大学院における各学位課程の「教育の質保証報告書」を作成し、教育質保証委員会における相互レビューを経て「教育の質保証評価書」として取りまとめる。

No. 14

- ① キャリアセンター及び各大学院において、大学院生に対する就職支援体制について検証し、課題を列挙するとともに、その改善策を策定する。

No. 15

- ① 各学位課程（大学院）において、単位の実質化を保証する成績評価がどのように行われているかについて、シラバスを中心に自己点検・評価する。

【学士課程・大学院課程共通】

⑥ 教育全体の継続的検証・評価・改善により、教育の質保証及び質向上を促進する。

No. 16

- ① 教育改善に関する各部局の課題を、教学 IR によるエビデンスをもとに明らかにし、FD による改善策を策定する。
- ② 教育の質評価書及び教育の質報告書の内容を教育質保証委員会において検証し、一層の組織的・継続的な質向上に資するための改善を加える。

No. 17

- ① 「大学間連携ソーシャルラーニング」事業を中心に、教育力向上を目的とした大学間ネットワークの構築を推進する。

No. 18

- ① 教員個人評価について、各部局における現状を検証し、より実効性のある実施方法を探るとともに、教育の質の保証及び向上を促進する評価方法の改善を検討する。

【教育の実施体制】

⑦ 現代社会が抱える課題に機敏に対応できるよう必要な組織整備を実施する。

No. 19

- ① 法務研究科の連合化を含めた大学院課程における組織体制を検討する。

(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生の自主的学修を促進するため、教育環境を整備する。

No. 20

- ① 「自主的学習環境評価書」を作成し、自学・自習スペース等の充実及び人的学習サポート体制についての総括を行うとともに、教育質保証委員会において今後取り組むべき重点課題を抽出する。

② 学生の修学、進路選択、及び学生生活等に関する相談体制を強化する。

No. 21

- ① 「学修相談体制評価書」を作成し、入学時から卒業時までの学修相談体制についての総括を行うとともに、教育質保証委員会において今後取り組むべき重点課題を抽出する。

No. 22

- ① 基本的な経済的支援を充実させるとともに、COC ミッションを踏まえた意欲的学修に対する経済的支援策を検討する。

No. 23

- ① 各学年段階でのキャリア支援を整理（プログラム化）し、学生及び教職員に提示する。

No. 24

- ① 女子学生の大学院進学支援のために、新たに作成したロールモデル集を学部学生に配布するとともに、今まで実施した取組について検証する。
- ② 女子学生の大学院進学支援のために、女性研究者と女子学生等との交流の場を充実させる。

No. 25

- ① 学生の修学状況を適時把握できるシステムを整え、学生支援センターと保健管理センターを中心に、各学部等と連携しながら、学生生活全般への相談ニーズを柔軟に受け止め適切に

対処する。

No. 26

- ① 学生支援をテーマとした FD・SD 研修の年間プログラムを作成し、全構成員が計画的スキルアップに取り組めるよう体制を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 地域の知の拠点としての役割を果たすとともに、地域課題及び本学の研究蓄積に立脚した特色ある国際的水準の研究を重点的に推進し、その研究成果を積極的に社会に還元する。

No. 27

- ① くまびきジオパークプロジェクトセンター及び新たに立ち上げるウッド・デザインプロジェクトセンター等の研究プロジェクトにおいて、文化と自然の地域資源を活かした研究を推進する。
- ② Ruby・OSS プロジェクトセンターやナノテクプロジェクトセンター等を中心に、地域産業や地域医療を牽引する先駆的技術に関する研究を戦略的に推進する。

No. 28

- ① 農林水産業の六次産業化プロジェクトセンター、疾病予知予防プロジェクトセンター、自然災害軽減プロジェクトセンター及び新たに立ち上げる研究プロジェクト等で、地域課題解決を志向した研究を推進する。

No. 29

- ① 汽水域研究センター及び新たに立ち上げる水産資源管理プロジェクトセンター等の研究プロジェクトにおいて、汽水域・水環境に関する研究を推進する。
- ② ナノテクプロジェクトセンター及び新たに立ち上げる医・生物ラマンプロジェクトセンター等で、医理工農連携に関する研究を推進する。

② 本学の研究の個性化と質の向上を一層進めるために全学的研究連携・支援体制を強化する。

No. 30

- ① 若手研究者による学際的、個性的で質の高い研究の創出を支援するとともに、新たな顕彰制度等を整備する。

No. 31

- ① 総合科学研究支援センターにおいて共同利用設備・機器の更なる整備を進めるとともに、学内プロジェクト等との連携により、機器の全学的利用の促進を図る。
- ② 第5期学術情報基盤整備計画に基づき、外国雑誌、電子ジャーナル及び各種データベースの整備を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

① 島根県内の地域社会と連携し、全学部・全研究科において地域を志向した教育・研究の一層の進展を図り、もって地(知)の拠点としての機能強化を推進する。

No. 32

- ① 地域課題学習支援センターにおいて、地域課題解決型教育教材の作成・管理を行うとともに、地域との協働によるコンテンツ作成、課題解決プロセスの共有化を推進する。
- ② 地域学習支援 IT システム等により、学生及び市民パスポート会員向けのコンテンツの作

成を行う。

- ③ 地域貢献を強く志向する受験生を受け入れるため、現行入試の一部を「地域貢献人材育成入試」に組み入れるとともに、より効果的な選抜方法を検討する。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 地域産業の振興及び地域医療の充実に向けた産学官の連携を強化する。

No. 33

- ① 各学部・研究科において、地域の産業界や自治体等と一層の連携を推進する。

No. 34

- ① 関連学部・研究科において社会人受入れを推進し、地域産業を担う高度な人材の育成を図る。

No. 35

- ① 地域医療への興味・熱意や県内定着への希望等について包括的な調査を実施し、課題を明確にする。

② 多様な教育研究活動を通じて地域文化の発展に資する。

No. 36

- ① 市民パスポート会員制度の導入を踏まえ、会員の学習ニーズの調査を行うとともに、公開講座・公開授業を充実させる。また、公開講座の学習成果の評価及び事業評価などの評価指標、評価方法を検討し、公開講座の改善を図る。
- ② 社会人の学び直し支援や学生の就業力向上に結びつく資格取得支援（職業資格・専門資格）、職業能力向上（キャリアアップ）等に資する講座の充実を図る。

No. 37

- ① 地域の教育・文化に係る関係機関との連携・協力関係について、全学及び各学部等の実績を取りまとめるとともに、教育プログラム化を検討する。

No. 38

- ① 附属図書館・ミュージアムが保有する学術資料等の展示活動や一般の方を対象とした講座等を実施するとともに、学術資料等データベースの充実を図る。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

① 地域課題に焦点をあてた国際交流を戦略的に推進し、その成果を国内外へ発信する。

No. 39

- ① 重点的な交流大学との各重点内容（人材育成、環境と少子高齢化、ナノ、留学生ネットワーク）の交流実績を踏まえ、さらに重点化等を進める。

No. 40

- ① 東アジア、特に中国寧夏回族自治区を中心として、今まで取り組んできた地域の特色を活かした共同研究の成果を国内外に情報発信するとともに、引き続き共同研究を推進する。
- ② 重点的な交流大学と今までに取り組んだ学生交流についての成果を踏まえ、さらに学生交流を推進する。

② 本学学生の海外派遣と海外からの留学生、研究者の受け入れ体制を強化する。

No. 41

- ① 長期派遣学生の増加を図るため、特に海外短期英語研修プログラム等を増やし、体制を強化する。

No. 42

- ① 外国人留学生数を平成 25 年度に対し 10%増加させるため、日本語教育及び財政支援を含めた、入学から就職までの一貫した支援を行う。

No. 43

- ① 優秀な外国人留学生を増加させるため、インドネシア、ネパール、中国及び韓国の同窓会組織間で、帰国留学生間のネットワークを組織する。

No. 44

- ① 増加する外国人留学生の国内での就職に対応するため、グローバル化を目指す地元企業や地域の共同体と協働して支援を行う。
- ② アジアの日本語学校を中心に優秀な留学生や研究者を確保するため、包括的な協定を締結し、体制を整備する。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。

No. 45

- ① 国際的な視点を持ちながら島根の地域性を理解し地域で総合診療医として活躍できる医療人の育成を図るために、地域医療総合教育センターを中心に、未来医療研究人材養成拠点形成事業（地方と都市の大学連携ライフイノベーション）を推進し、大学病院・地域医療機関一体型の医療人養成プログラムを実行する。
- ② 地域医療人の育成・支援を推進するために、しまね地域医療支援センターを活用し、医師のキャリア形成支援を拡充する。また、地域で活躍できる総合診療医を育成するため、救命救急センター及び大田総合医育成センターを活用した医療人教育を推進する。

No. 46

- ① アジア諸国の大学・医療機関との臨床領域の相互協力を拡充するために、整形外科領域等の先進的医療、小児希少疾患に係る共同研究を推進する。

② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。

No. 47

- ① 医学生・研修医・若手医師に対する救急医療教育・研修を推進するために、救命救急センターの体制強化を図る。また、防災ヘリコプター等による病院間搬送を推進し、県内の患者搬送業務を支援する。
- ② 災害拠点病院及び二次被ばく医療機関としての体制を強化するために、院内の対応体制、地域住民との連携体制、及び災害時の医療関係者派遣体制の強化・充実を図る。
- ③ 県内唯一の特定機能病院として、高度で先進的な医療を推進するとともに、地域での医療人材養成に貢献する。
- ④ 島根県における医療安全・感染対策の拠点として、院内での医療安全支援体制を強化するとともに、島根県下の医療施設とのネットワークを構築する。
- ⑤ 個人情報の保護・管理体制を強化するために、プライバシーマーク制度の認証を継続する。

No. 48

- ① 生活習慣病及びがんの先進的な診療を提供するとともに、当該疾患の発生予防を図るために、地域医療機関との医療連携の強化を図る。
- ② 「臨床研究センター」を設置し、臨床研究実施体制の充実を図る。
- ③ 島根県内のがん医療の更なる高度化のために、腫瘍センターを中心に包括的ながん医療を推進するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として地域医療機関との医療連携の強化を図る。
- ④ がん医療人の養成を行うために、大学改革推進事業（がんプロフェッショナル養成基盤推進

プラン) を推進する。

③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。

No. 49

- ① 再開発した病棟・外来の各施設の効率的な運用を図るために、戦略的な病院経営プロジェクトを展開する。
- ② 働きやすい職場とするために、第三者評価の継続、女性医療従事者の復職・育児支援及び福利支援事業の拡充を図る。

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置

① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。

No. 50

- ① 地域社会が求める学校教育改革モデルとしての「幼小中一貫教育モデルカリキュラム(仮称)」について、県教委・松江市教委の評価に基づき、継続的に見直し・改善を図る。

No. 51

- ① 地域特別支援教育推進センター(仮称)において、附属学校における特別支援教育の充実に係る取組を地域に公開するとともに、特別支援教育の推進方策について、地域の教育委員会、公・私立学校に提案する。

No. 52

- ① 学部教員と附属学校教員が共同で運営する附属学校部の取組を、地域に公開するとともに、出版した書籍についての講評をもとに、さらに教育研究内容を充実させるための取組について検討する。

② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。

No. 53

- ① 「四年一貫型教育実習プログラム」について継続的に検証し、更なる改善に努めるとともに、教育実習体系の見直し・改善についても継続して検討する。

No. 54

- ① 大学院生を対象とする長期インターンシッププログラムについて、継続的に見直し・改善を図る。
- ② 教職大学院設置を視野にいれ、新たな教育実習プログラムについての検討を開始する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。

No. 55

- ① 戦略的な業務運営を推進するため、学生・市民との連携強化を図る。

No. 56

- ① 機能的な業務運営に資するため、教職協働を促進する。

② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。

No. 57

- ① 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を促進するために、アンケート調査をもとに教職員の抱える問題を明確にし、支援体制を見直す。
- ② 女性支援を強化するために、アンケート調査をもとに女性が働きやすい職場環境を整備する。

No. 58

- ① ハラスメント防止対策を強化するために、ハラスメント案件の解析を行い、防止対策を改善する。

③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。

No. 59

- ① 学内共同教育研究施設等を機構化したことによる人員配置・予算配分を検証し、戦略的な資源配分を行う。

No. 60

- ① 新たな法学教育（法実務教育を含む）の需要調査とそれに基づく教育プログラムのプロトタイプの開発を行うとともに、その試行を行う。

④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。

No. 61

- ① 効率的な会議運営を促進するため、Web の活用を促進する。

No. 62

- ① 機能的な組織の強化を図るため、横断的な業務の見直しを行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。

No. 63

- ① 外部資金獲得金額を増加させるため、文部科学省関係等の公募情報を該当する関係部局に情報提供するなど、外部資金獲得支援チームによる戦略的な支援に取り組む。

No. 64

- ① 法人化 10 周年記念事業の実施組織を立ち上げ、同窓会等との連携により、外部からの支援を充実させる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

No. 65

(平成 23 年度までに実施済のため、平成 26 年度は年度計画なし)

(2) 人件費以外の経費の削減

① 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。

No. 66

- ① 維持コストの削減を引き続き推進するとともに、これまでの取組の検証を行う。

No. 67

- ① 病院収入の増収を図るために、診断群分類 DPC (Diagnosis Procedure Combination) 経営解析と病院再開発事業により整備された病棟等を効率的に運用する。
- ② 医療の質向上と病院相互の経営の安定化(増収・経費節減)のために、地域(出雲圏域)の公的病院との連携を推進する。
- ③ 医療の質向上と管理的経費の抑制を図るために、当院独自に行っている病院医学教育研究助成事業を展開する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産を効率的に運用する。

No. 68

- ① 資金運用実績を検証し、中国地区国立大学法人資金共同運用を積極的に活用するなど、より効率的・効果的な資金運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。

No. 69

- ① PDCA サイクルに基づく改善システムの定着を図るとともに、計画を上回って実施している部局にインセンティブを与える仕組みを検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。

No. 70

- ① 学内外での広報効果の調査を行い、調査結果を検証し、広報活動に活用する。

No. 71

- ① 評価関係情報の発信の現状を見直し、ホームページの情報を整理する他、その他の効果的な公開手段を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。

No. 72

- ① キャンパスマスタープラン、施設マネジメント計画等に沿った施設の計画的な整備を行うとともに、これまでの整備手法の検証を行い、施設の整備及び有効活用の取組に活用する。

② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。

No. 73

- ① 平成 25 年度に取り組んだシステム改善を評価し、評価結果を地域の中核的医療拠点の運営充実に活用する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備する。

No. 74

- ① 平成 25 年度に設置した「安全対策室」の業務内容の強化のための検討を行う。

② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。

No. 75

- ① 危機管理に関する規則及び危機管理ガイドラインに基づいてマニュアル等の見直しの検討を行う。
- ② 法令に定められた管理・点検を実施し、その検証結果を新たな防災体制に反映させる。

③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。

No. 76

- ① ネットワークシステムの更新にあわせて情報セキュリティシステムの導入を図るとともに、情報セキュリティ講習を実施し、情報セキュリティ対策を強化する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。

No. 77

- ① これまでの公的研究費等の不正防止に係る取組の検証を行うとともに、不正防止計画の見直し検討を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

27億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

なし

重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(川津)管理棟耐震改修	総額 751	施設整備費補助金 (660)
・(塩冶)講義棟改修		設備整備費補助金 (38)
・大学教育研究基盤強化促進経費		国立大学財務・経営センター
・基盤的設備等整備		施設費交付金 (53)
・小規模改修		

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。

2. 上記には附帯事務費を含む。

2 人事に関する計画

- ・現行の給与制度に加え、業績連動型年俸制を導入することにより、より業績を反映した弾力的な人事給与システムを導入し、教育研究の活発化を図る。
- ・学長のリーダーシップを発揮するために、戦略的に外国人研究者を採用し、教育研究の活性化を図る。
- ・一般職員の人材育成方針に基づき、複線型キャリアパスを更に推進するとともに、地方公共団体等との人事交流を行う。
- ・一般職員の年齢構成の適正化を図るため、早期退職者制度を活用し、組織の活性化を図る。

(参考1) 平成26年度の常勤職員数 1,383人

また、任期付職員数(注)の見込みを200人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員
(参考2) 平成26年度の人件費総額見込 15,469百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成26年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,706
施設整備費補助金	660
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	485
国立大学財務経営センター施設費交付金	53
自己収入	18,864
授業料、入学料及び検定料収入	3,546
附属病院収入	15,089
財産処分収入	0
雑収入	229
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,250
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	32,018
支出	
業務費	28,357
教育研究経費	13,731
診療経費	14,626
施設整備費	713
船舶建造費	0
補助金等	485
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,250
貸付金	0
長期借入金償還金	1,213
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	32,018

[人件費の見積り]

期間中総額 15,469百万円を支出する。(退職手当は除く)

「運営費交付金」のうち、平成25年度当初予算額10,413百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額293百万円

「施設整備費補助金」のうち、平成26年度当初予算額375百万円、前年度よりの繰越額284百万円

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、平成26年度当初予算額1,085百万円、前年度からの繰越額のうち使用見込額165百万円

2. 収支計画

平成26年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	31,401
業務費	27,976
教育研究経費	2,875
診療経費	7,964
受託研究費等	774
役員人件費	144
教員人件費	7,605
職員人件費	8,614
一般管理費	640
財務費用	237
雑損	0
減価償却費	2,548
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	31,694
運営費交付金収益	9,954
授業料収益	3,278
入学金収益	445
検定料収益	118
附属病院収益	15,089
受託研究等収益	774
補助金等収益	409
寄附金収益	401
財務収益	10
雑益	219
資産見返運営費交付金戻入	445
資産見返補助金等戻入	467
資産見返寄附金戻入	84
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	293
目的積立金取崩益	0
総利益	293

3. 資金計画

平成26年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,578
業務活動による支出	29,165
投資活動による支出	1,578
財務活動による支出	1,214
翌年度への繰越金	3,621
資金収入	35,578
業務活動による収入	31,305
運営費交付金による収入	10,706
授業料及び入学金検定料による収入	3,546
附属病院収入	15,089
受託研究等収入	774
補助金等収入	485
寄附金収入	476
その他の収入	229
投資活動による収入	877
施設費による収入	877
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,396

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

法文学部	法経学科	360 人	
	社会文化学科	280 人	
	言語文化学科	260 人	
	編入学	20 人	
教育学部	学校教育課程	680 人	
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)	
医学部	医学科	603 人	
	(うち医師養成に係る分野)	603 人)	
	編入学	40 人	
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)	
	看護学科	240 人	
	編入学	20 人	
総合理工学部	物質科学科	520 人	
	地球資源環境学科	200 人	
	数理・情報システム学科	400 人	
	機械・電気電子工学科	240 人	
	建築・生産設計工学科	120 人	
	電子制御システム工学科	80 人	
	材料プロセス工学科	40 人	
	編入学	24 人	
	生物資源科学部	生物科学科	120 人
		生命工学科	160 人
農林生産学科		255 人	
地域環境科学科		135 人	
生態環境科学科		45 人	
農業生産学科		30 人	
地域開発科学科		55 人	
編入学		40 人	
人文社会科学研究科		法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)	
	言語・社会文化専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	教育学研究科	教育実践開発専攻	40 人
		(うち修士課程)	40 人)
		教育内容開発専攻	40 人
		(うち修士課程)	40 人)
	医学系研究科	医科学専攻	150 人
		(うち修士課程)	30 人)
		(うち博士課程)	120 人)
		看護学専攻	24 人
(うち修士課程)		24 人)	
総合理工学研究科	総合理工学専攻	260 人	
	(うち修士課程)	248 人)	

	(うち博士課程	12人
	マテリアル創成工学専攻	12人
	(うち博士課程	12人)
	電子機能システム工学専攻	12人
	(うち博士課程	12人)
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	40人
	(うち修士課程	40人)
	農林生産科学専攻	44人
	(うち修士課程	44人)
	環境資源科学専攻	36人
	(うち修士課程	36人)
法務研究科	法曹養成専攻	60人
	(うち専門職学位課程	60人)
附属幼稚園	80人	
	学級数 4	
附属小学校	普通学級	
	360人	
	学級数 12	
	特別支援学級	
	16人	
附属中学校	学級数 2	
	普通学級	
	420人	
	学級数 12	
	特別支援学級	
	8人	
	学級数 1	